

社会福祉法人晶貴会

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（第5回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

- 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）
- 目標と取組内容

目標： 計画期間内に、この看護等休暇における対象となる子の範囲等を拡大し、周知する。

【取組内容】

- 令和9年4月 パンフレット等による職員への周知
- 令和9年7月～ 子の対象年齢の拡大等について検討
- 令和10年4月 制度の拡大、パンフレット等による職員への周知